

**「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」基本方針策定業務  
企画提案応募要領**

平成30年

沖縄市 経済文化部

商工振興課

# 「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」基本方針策定業務

## 企画提案応募要領

この要領は「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」基本方針策定業務を事業者へ委託するにあたり企画提案を広く募集し総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 目的及び趣旨

この事業は、平成 25 年に策定した「(仮称) 沖縄市工芸の郷整備基本構想・基本計画」の内容を「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」として見直し、整理・検証し、基本方針を策定することを目的とする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 名称

「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」基本方針策定業務

#### (2) 選定方法

企画提案方式（プロポーザル）、その他提出書類に基づく審査

#### (3) 委託期間

着手日から平成 31 年 3 月 15 日まで

#### (4) 業務内容

「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館」基本方針策定業務概要仕様書を参照

#### (5) 提案上限額

4, 860, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 提案上限額であり、必ずしも契約金額と同額では無い。

プロポーザル選定結果に基づき、市は選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

#### (6) 契約方法

確定契約

#### (7) 支払条件

完成払い

### 3 応募資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。また共同企業体（以下、コンソーシアムと記載）として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

(2) 応募書類受付期間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税、県税及び市税について未納のないこと。

- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団若しくはその構成員と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 過去5年以内に元請としての同種・類似業務実績を有すること。なお、同種・類似業務実績とは、基本構想や基本計画など国又は地方自治体が策定する各種計画策定業務をいう。  
 ※コンソーシアムとして応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- (7) 参加使用とする者の所在地が日本国内にあること。  
 ※コンソーシアムとして応募する場合は、構成員すべてが満たしていること。
- (8) 分担受託額の割合は、コンソーシアム代表企業が最大で過半となること。

#### 4 公募の方法及びスケジュールについて

実施内容	実施期間(予定)
企画提案書の受付期間	平成30年7月20日(金)～平成30年8月17日(金)
質問受付	平成30年7月20日(金)～平成30年8月3日(金)
質問書への回答	平成30年8月10日(金)までに回答
一次審査結果通知	平成30年8月24日
プレゼンテーション	平成30年9月5日
二次審査結果の通知	平成30年9月中旬
契約締結	平成30年9月下旬

#### 5 提出書類等

##### (1) 提出物一覧

提出資料	内容	提出部数
様式1	参加表明書 ※コンソーシアムは協定書添付	1部
様式2	会社概要	正本1部 副本8部
様式3	共同企業体概要 ※コンソーシアムのみ	
様式4	企画提案書(かがみ)	
様式5	業務実施体制	
様式6	主任担当者及び担当者の経歴等	
様式7	企画提案内容	
様式8	費用見積書 ※内訳見積書を添付(任意様式)	
様式9	質問書 ※質問者のみ	メール送信
参考資料	提出企業パンフレット	1部

- (2) 提出方法：持参又は書留郵便で商工振興課まで提出すること。
- (3) 受付期間：平成30年7月20日(金)～平成30年8月17日(金)  
 午前9時～午後5時(期限内必着)

## 6 質問の受付について

### (1) 質問提出方法

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式9）に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メールで提出すること。

【受付期間】平成30年7月20日（金）～平成30年8月3日（金）

【電子メールアドレス】a51kougy@city.okinawa.okinawa.jp

### (2) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して平成30年8月10日（金）までに本市ホームページにて回答する。

市ホームページ (<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/>) → 「組織一覧」 → 「経済文化部」 → 「商工振興課」

## 7 選定方法

### (1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、「(仮称) 沖縄市ものづくり物産振興館基本方針策定業務に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）において下記のとおり審査を行い、評価が最も高かった企画提案書提出者を最優秀者として決定する。なお、審査は非公開とする。また、すべての候補者において合計点数が60%に満たない場合には、委託候補者を選定しない事ができる。

#### ①一次審査（書類審査）

一次評価採点基準に基づき書類評価を行い、上位3者程度（以下「二次評価対象者」という。）を選定する

#### ②二次審査（プレゼンテーション）

ア 提案説明時間は1団体15分以内とし、10分程度の質疑応答を行う。

イ 二次審査の実施時間・場所等については、一次評価結果通知書に併せて通知する

ウ プレゼンテーションの説明者は主任担当者とし、2名まで同席することができる。

エ 説明については、提出書類の企画提案書の順番に沿って簡潔に行うこと。

オ プロジェクターの使用については事前に連絡を行うこと。

カ 追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の仕様は可能とする。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに文書にて通知する。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たしていないもの

(2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの

(4) プレゼンテーションに出席しなかったもの

## 9 委託契約に関する事項

### (1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、評価委員会が選定した最終候補者を、本契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最終候補者から見積徴取及び委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ①最終候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなったとき。
- ②最終候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③最終候補者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④最終候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤その他の理由により最終候補者と委託契約の締結が不可能となったとき。

### (2) 委託契約金額

委託契約金額は、沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

### (3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ①本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者協議の上定めるものとする。
- ②本業務委託の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③企画提案書に記載した主任担当者は、特別の理由により発注者がやむをえないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### (4) 契約内容等

本業務の委託契約は沖縄市契約規則によるものとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (8) 市ホームページに、「沖縄市ものづくり産業振興方針(平成29年3月)」及び「(仮称)沖縄市工芸の郷基本構想・基本計画(平成25年11月)」を公開する。

市ホームページ (<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/>) →

→「組織一覧」→「経済文化部」→「商工振興課」

(9) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。

- ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④財務諸表（法人及び個人）
- ⑤滞納のない証明書

【法人の場合】市町村税、法人税、消費税及び地方消費税

【個人の場合】市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類について不備があつた場合は、次点者を委託契約候補者として再特定するものとする。

## 1.1 募集要項に関する質問・書類提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市経済文化部 商工振興課 ものづくり振興係

担当：島田、上地

電話：098-929-3300 FAX：098-937-0342

E-Mail：[a51kougou@city.okinawa.okinawa.jp](mailto:a51kougou@city.okinawa.okinawa.jp)